

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成24年 8月27日
【会社名】	ワールド・ロジ株式会社
【英訳名】	WORLD・LOGI Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 森田 賀典
【本店の所在の場所】	大阪市北区中之島三丁目 3番23号 中之島ダイビル26階
【電話番号】	06 (4803) 5700
【事務連絡者氏名】	管理本部取締役 元屋地 敬次郎
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区中之島三丁目 3番23号 中之島ダイビル26階
【電話番号】	06 (4803) 5700
【事務連絡者氏名】	管理本部取締役 元屋地 敬次郎
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 1,780,200円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 203,020,200円 (注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	ワールド・ロジ株式会社東京支店 (東京都中央区京橋一丁目 1番 1号八重洲ダイビル) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目 8番16号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権証券（第12回新株予約権）】

(1) 【募集の条件】

発行数	43個（新株予約権1個につき3,000株）
発行価額の総額	1,780,200円
発行価格	本新株予約権1個につき41,400円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成24年9月26日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	ワールド・ロジ株式会社 大阪市北区中之島三丁目3番23号 中之島ダイビル26階
割当日	平成24年9月26日
払込期日	平成24年9月26日
払込取扱場所	三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪支店 大阪府大阪市中央区伏見町三丁目6番3号

- (注) 1 本新株予約権については平成24年8月27日開催の当社取締役会において発行を決議しております。なお、平成24年9月25日開催予定の定時株主総会において普通決議による承認決議がなされることを条件といたします。
- 2 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとし、なお、申込期間内に申込みがなされなかった場合には、割当予定先の割当を受ける権利は消滅し、割当予定の新株予約権は失権します。また、この場合、再募集は行いません。
- 3 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	ワールド・ロジ株式会社 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社の普通株式の単元株式数は、1株であり、単元株制度を採用していない。
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式129,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は3,000株とする。)、但し、本欄第2項及び第3項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄の規定に従って行使価額(同欄第2項に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、1,560円とする。ただし、本欄第3項の規定に従って調整されるものとする。</p> <p>3. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求又は行使による場合を除く。)の調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</p>

株式の分割により普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(無償割当の場合を含む。)、もしくはその他の証券もしくは権利を発行する場合、調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本項(2)号 から までの各取引において、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項(2)号 から にかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。この場合に1株未満の端数を生じるときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額により当該} \times \text{期間内に交付された当社普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

(4) その他

行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第(2)号 の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付けで終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

	<p>(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>201,240,000円</p> <p>(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
新株予約権の行使期間	平成24年9月27日から平成26年9月26日(但し、平成26年9月26日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日)までの期間とする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所</p> <p>ワールド・ロジ株式会社 管理本部 大阪市北区中之島三丁目3番23号 中之島ダイビル26階</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所</p> <p>該当事項はありません。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所</p> <p>三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪支店</p>
新株予約権の行使の条件	<p>1. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>2. 本新株予約権の一部行使はできない。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	当社は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条第2項(残存する本新株予約権の一部を取得する場合は、同法第273条第2項及び第274条第3項)の規定に従って、当取締役会が定める取得日の2週間前までに通知又は公告を行った上で、当該取得日に本新株予約権1個当たり金41,400円の価額で残存する本新株予約権の一部又は全部を取得することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

(注) 1 新株予約権の行使請求の方法及び効力発生時期

- (1) 本新株予約権の行使を請求しようとする新株予約権者は、所定の行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名押印した上、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の行使期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の行使請求の受付場所に提出しなければならない。なお、行使請求の受付場所に対し行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することはできない。
- (2) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に必要な全ての書類が、不備なく別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出され、且つ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める口座に入金された日に発生する。

2 株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)およびその他の関係法令に基づき、本新株予約権者が指定する口座管理機関の保有する振替口座簿の顧客口へ増加の記録を行うことにより株式を交付します。

3 本スキームの特徴

なお、今回の第三者割当における本新株予約権の特徴は以下のとおりです。

<本新株予約権の特徴>

() 行使停止要請条項

本新株予約権には行使停止要請条項が規定されており、次の要領で、当社の意思決定により行使停止要請が可能です。

本新株予約権者に10取引日前までに書面で通知することにより、本新株予約権を行使することが出来ない期間を指定することができます。

行使停止要請可能な新株予約権は未行使の本新株予約権の全部又は一部に対して可能となります。

行使停止要請可能な期間は割当日から行使期間満了日の1ヶ月前までであり、この要件を満たす限り行使停止要請期間に制限はありません。

行使停止要請の回数に制限はなく、かつ同時に複数の行使停止要請を行うことができます。

当社は、本新株予約権者に書面で通知することにより、行使停止要請期間の満了日前行使停止要請の解除が可能です。

本新株予約権に比べ、より有利な資金調達方法・相手との具体的な交渉が開始された場合には、この条項を発動することによって、希薄化の程度を抑制することが可能となります。

() 取得条項(当社の要請による取得)

本新株予約権には以下の取得条項が規定されており、次の要領で、当社の意思決定により残存する本新株予約権の全部又は一部の取得が可能です。(当社の要請による取得)

本新株予約権の払込期日の翌日以降、当社取締役会が本新株予約権の取得する日を定めるときは、本新株予約権者に対し、会社法第273条及び第274条の規定に従って当該取得日の2週間前までに書面をもって通知を行うことにより、取得日の到来をもって、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を発行価額相当額で取得することができます。

発行価額相当額で取得が可能であることから、新株予約権価値の上昇による資金負担は生じず、本新株予約権発行後においても、更に有利な調達方法の検討や柔軟な資本政策の策定が可能となります。なお、取得条項は、別の資金調達が可能であることを前提として、当社の想定どおりに適宜権利行使が行われない場合に発動することを想定しております。

なお、取得条項を付すことについては、当社及び割当予定先の双方の意向によるものであります。当社としては、別の資金調達が可能である場合に、当社の想定どおりに適宜権利行使が行われない場合に発動することにより、当社株式の希薄化を抑止するものであり、また、割当予定先としては、当社による取得条項を付すことは、新株予約権の評価価値を減ずる効果があるため、本新株予約権の発行価額を決定するにあたり、発行価額が過度に高額なものとならないようにしたいという要請もあったことも踏まえ、取得条項の内容を決定しております。

4 その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本有価証券届出書に規定する内容について、読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 「(2) 新株予約権の内容等」については、金融商品取引法に基づく本有価証券届出書の届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権の発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
203,020,200	27,524,000	175,496,200

- (注) 1 払込金額の総額は、新株予約権の発行価額の総額(1,780,200円)に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(201,240,000円)を合算した金額であります。
- 2 発行諸費用の概算額には、新株予約権の公正価値算定費用(東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社、東京都千代田区永田町、代表取締役 能勢元)1,500,000円、有価証券届出書等開示資料作成費用(株式会社ビッグヒット、東京都千代田区平河町：代表取締役 星野智之)2,500,000円、ファイナンシャル・アドバイザー費用20,124,000円、弁護士等費用2,000,000円、登記費用800,000円、反社会的勢力等に関する調査費用600,000円(株式会社セキュリティ&リサーチ、東京都千代田区九段南 代表取締役 羽田寿次)が含まれております。また、消費税等は含まれておりません。
- 3 本新株予約権の行使に比例し、割当予定先の当該行使額の10%が株式会社ビッグヒットに対するファイナンシャル・アドバイザー費用となっております。なお、ファイナンシャル・アドバイザー費用が、当該行使額の10%という手数料率となっておりますが、当社の払込金額の総額(201,240,000円)と、ファイナンシャル・アドバイザーの想定する業務量を勘案し、協議の上、決定したものであります。なお、取得条項に基づき、当社が新株予約権を取得した場合についても、当該新株予約権の残存個数に1個あたりの行使額を乗じた金額の10%がファイナンシャル・アドバイザー費用として発生いたします。
- 4 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少いたします。
- 5 登記費用につきましては、新株予約権の権利行使のタイミング、回数等の理由により、変動する可能性があります。
- 6 上記のうち、新株予約権の権利行使による払込が行われるまでに発生した費用については、現時点において当社の支払能力が無いことから、権利行使による払込後に支払うことを予定しております。

(2) 【手取金の使途】

資金使途の具体的な内容及び支払予定時期については、以下のとおりであります。

具体的な使途	金額(円)	支出予定時期
運転資金	175,496,200	平成24年9月～平成26年9月

- (注) 1 調達する資金175百万円は、営業人員合理化施策の実施及び完了までの平成24年7月～24年12月頃まで資金繰りにおいて経常収支超過支出によって、これらの期間に発生した運転資金の充当(以下「赤字運転資金」という)及び手元流動性の確保を含めた運転資金の確保を目的としております。なお、具体的な内訳は、今後、支払債務として発生することが見込まれる買掛金89百万円、人件費23百万円、リース料18百万円、支払手数料10百万円、家賃8百万円、水道光熱費8百万円、支払報酬6百万円、営業系経費5百万円、消耗品費5百万円、修繕費3百万円等の支払に順次充当いたします。
- 営業人員合理化施策完了までの期間に発生する、赤字運転資金は120百万円を見込んでおります。この資金の流出が当社の現預金残高を大きく減少させることから、現預金の補填として赤字運転資金の流出額と同等金額の調達が必要となります。
- なお、平成24年6月末日における当社の現預金残高は86百万円であることから、当該資金調達を行えず且つ当社が新たな資金調達手段を確保できない場合は、当社の資金は枯渇するリスクがございます。平成24年8月27日現在の未払債務は168百万円あり現在の計画では期日どおりの支払いを行う予定としておりますが、今後、「営業人員の合理化施策」及び当該資金調達計画の実施時期に変更が生じる場合においては、債権者を含めた取引先に対して、支払期日の変更等の協議を行う必要があると考えております。
- 2 また、上記、調達資金につきましては、支出までの間、銀行預金において資金管理する予定です。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

割当予定先の概要

A 割当予定先の概要	名称	Core Pacific-Yamaichi International (H.K.) Limited	
	所在地	36/F, Cosco Tower, Grand Millennium Plaza, 183 Queen's Road Central, Hong Kong	
	国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	国内に事業所を有していないため、該当事項はありません。	
	代表者の役職及び氏名	Richard C. Chen (Chief Executive Officer)	
	資本金	641,698,000香港ドル（約6,417,000千円）	
	事業の内容	証券仲介、リサーチ、投資銀行業務（コーポレートファイナンス）及びファイナンシャルアドバイザーサービス	
	主たる出資者及びその出資比率	Core Pacific Investment Holding (BVI) Ltd, 100.0%	
B 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術又は取引等関係	該当事項はありません。	

C 割当予定先の選定理由

(1) 募集に至る経緯

当社グループは、平成16年に上場して以降、当社グループのコアビジネスモデルである物流コンサルティングを中心としたノンアセット型3PL事業ではなく、M&A戦略を中心としたアセット型3PL事業へのビジネスモデルの転換を行ないました。資金を企業買収や大規模な設備投資を中心に使用し、業容、企業規模の拡大を図ってまいりました。しかしながら、これらの多額の投資が短期的に実行されたこともあり、売上規模は急激に拡大し、平成19年6月期には344億円となったものの、同時に急激に膨れ上がった固定資産等の維持管理費用等が損益を圧迫致しました。かかるM&A戦略や、設備投資資金の相当額を借入金によって調達したことから、有利子負債額は平成19年6月期に149億円にまで増加するに至りました。

このような中、当社グループは更なる売上拡大を企図し平成19年7月に、当社グループ事業の柱である3PL事業のノウハウを最大限に生かせる物流拠点として、通信販売会社のロジスティクスに関わる全ての機能を集約させた「大阪フルフィルメントセンター」（以下「同センター」といいます。）を開設いたしました。積極的な営業活動によって、同センターの顧客誘致は進んだものの、前述のM&A戦略による業容拡大により、事業の多角化が行われたことから同センターの中心となるべき人的資源の分散を招き、本来同センターの付加価値モデルを顧客へ提案するスキルを持ったコンサルタントを同センターの営業人員として十分に活用できなかったこと等によって、当初営業目標としていた収益を確保することができず、結果として同センターに対する投資は過剰投資といわざるを得ないものとなり、当社グループの損益・資金繰りに多大な影響を与えることとなりました。

このような状況を改善するために、平成21年6月期頃より売上至上主義の拡大路線を抜本的に見直し、自社で資産を持たないノンアセット型の3PL事業へ回帰することで、人的資源及び資本投下をノンアセット型3PL事業と同センターの運営に集中し、損益改善を図る方針といたしました。構造改革の一環として、子会社の売却や不採算事業の廃止等を実施するとともに、販売管理部門のリストラクチャリングとして人員の削減や販売管理費の見直し等、様々なコスト削減を進めてまいりましたが、売上高の急激な減少に伴う売上総利益の減少を販売費及び一般管理費の削減では補うことが出来ず、また同センターの運営もリーマンショック以降の厳しいデフレ環境の中、新規に3PL事業に参入する競合他社の低価格競争から逃れることができず、結果として同センターが損益改善に寄与することはなく、平成21年6月期より連続して営業赤字を計上することとなりました。

かかる事態を踏まえ、当社グループは、新規顧客獲得による収益改善を模索し、更に営業活動に力を注いでまいりましたが、継続する営業損失によって当社グループの財務内容が悪化したことにより、信用不安が生じ、新規顧客獲得の障壁となったこと及び同センターにおける固定費が恒常的に当社の損益を圧迫したこと等により、業績回復の兆しは一向に見せず、遂に平成24年6月期第2四半期連結会計期間末(平成23年12月31日)において、191百万円の債務超過状態に陥るに至りました。

この後も、債務超過状態を解消すべく引続き新規顧客獲得による改善を模索するほか、増資を含めた資本政策による財務内容改善を検討してまいりましたが、何れも結果に結びつくことはありませんでした。

このような状況下、更なる構造改革の必要に駆られ、平成24年6月29日付け「事業の一部合理化に関するお知らせ」にて発表いたしましたとおり、同センターにおけるフルフィルメントサービス事業を不採算事業であると判断し、多額の設備維持費用並びに償却負担等による赤字を食い止めるべく、収益が確実である管理者派遣等のサービスを除き業務を終了いたしました。

このため、平成24年6月期において、フルフィルメントサービス事業の縮小に伴う損失として固定資産除却損2,677百万円、減損損失117百万円を計上し、加えて、会計監査人からの指摘によりリサイクル事業における新規事業の準備に係る先行投資費用等として計上しておりました建設仮勘定1,034百万円について、当社グループの資金調達の観点から事業の継続に不確実性があると判断し減損いたしました。

この結果、平成24年6月期における売上高は5,608百万円(前年比14.9%減)、営業損失は925百万円(前期は営業損失444百万円)、経常損失は1,747百万円(前期は経常損失651百万円)、当期純損失は6,190百万円(前期は当期純損失867百万円)となり、5,885百万円の債務超過になったことから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる状況が存在しております。

当社グループは当該状況を解消すべく、当社グループの各事業について現状及び今後の事業継続性等を吟味いたしました。

現在の当社グループの財務状況を鑑みますと、平成24年6月期において不採算事業であったフルフィルメントサービス業務を終了したことで同センターの継続的な赤字流出は解消しつつあるものの、合理化施策のみでは赤字体質から脱却することができず、現在においても月額18百万円の資金流出が発生し、手元流動資産は減少し続けている状況であることから更なる改善を図ることが必要であると認識しております。特に、サービスを終了したフルフィルメントサービスにかかる従業員再配置等の合理化が喫緊の課題となっておりますが、当社グループの主力事業である3PL事業における物流のコンサルティングや倉庫内作業運営のノウハウをフルフィルメントサービス事業に集中させていたことから、かかるノウハウを保有する従業員を単純にリストラクチャリングすることは、今後、当社グループを事業再生し成長戦略を企図するにあたり、大きな支障を生じさせるものであると考えております。

結果、かかる状況下においても、当社グループが有する物流アウトソーシング立上に関するコンサルティング能力及び物流センター倉庫内作業運営ノウハウ、現場人員を早期戦力化する教育ノウハウ、多品種少量物流取扱に関するノウハウ実績は、業界においても荷主クライアントにおいても、一定の評価を頂いていることから、これらのノウハウを有する人員の派遣業務については、今後、経常的にキャッシュ・フローをもたらし得ると判断いたしました。

そこで、当社の従業員の合理化施策としては、当該従業員を現在の取引先である荷主クライアントや運送、保管等でご協力いただいている協力企業へ物流管理者派遣や出向等を受け入れていただき、当社グループとしては人材喪失によるノウハウ流出リスクを出来る限りヘッジしつつ、実質的な合理化(以下「営業人員の合理化施策」という。)を進めることを鋭意交渉しておる状況でございます。

すでに一部の荷主クライアントにおいては、上記のような取引を採用いただいておりますが、引続き協議が必要な取引先もあることから、当社が計画通りの「営業人員の合理化施策」を実施することが前提ではありますが、赤字運転資金の流出が止まり、資金繰りを安定させるためには少なくとも平成24年12月ごろまで時間を要するものと考えております。

については、当該期間に発生が見込まれる赤字運転資金を、早急に調達する必要があると考えております。

ただし、取引先との交渉が当社の計画通りに進まない場合は、赤字運転資金の流出が止まらない可能性が高く、その場合、当社は新たな資金調達手段を講じる必要がありますが、新たな資金調達を行うことが出来ない場合、当社の運転資金が枯渇するリスクが存在しております。

なお、当社は、平成24年6月期において当期純損失6,190百万円を計上したことにより、5,885百万円の債務超過となりました。加えて、平成24年6月末日の浮動株時価総額が1億5千万円(平成24年12月末まで、所要額が2億5千万円から1億5千万円に変更して適用されております。)を下回っている状況です。このため、債務超過ならびに浮動株時価総額の上場廃止基準に抵触するおそれがあるものとして、平成24年9月下旬提出予定の有価証券報告書が確認された時点より、猶予期間入りする見込みです。

仮に平成25年6月期末時点においても継続して、債務超過の状態であった場合及び平成25年6月期末日の浮動株時価総額が基準を下回った場合は、「JASDAQにおける有価証券上場規程」第47条第1項第2号の規定並びに同第3号により、上場廃止となります。

しかしながら、5,885百万円の債務超過であることを鑑みますと、当該新株予約権による調達による来期末(平成25年6月末日)までの債務超過の解消は困難な情勢であります。仮に当社が上場廃止となった場合、株主の皆様はもとより、債権者をはじめとした利害関係者の信頼を著しく損なう結果となり、当社グループの事業継続に支障をきたしかねないことから、債務超過の解消を図り、上場廃止を回避することが必要であると考えております。今後、業績の回復に努めるとともに、債務超過の解消を図るべく、引続き債権者を含めた取引先様のご支援とご協力を賜り、何らかの資本増強の施策を行うことで、現在の深刻な状況を脱却すべく全社一丸となり、鋭意努力してまいり所存でございます。

(2) 当該資金調達の方法を選択した理由について

当社グループといたしましては前述のとおり、資金繰りが極めて厳しい状況にあり、このような状況下において資金調達の方法は限られたものになっております。間接調達や直接調達を含めあらゆる手段での資金調達の方法を検討してまいりました。間接金融による資金調達については、平成24年6月期末現在の金融機関からの借入金総額が7,255百万円であることから、当社の事業規模と比較し、借入金が過大であることに加え、多額の債務超過状態に陥り継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している状況において理解を得ることができませんでした。直接金融による資金調達を検討するにあたり、公募増資については、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している状況であることから、十分な応募が期待できないことは明白であり、実現可能性が低いと判断いたしました。株主割当増資やライツイシューについても前述の厳しい財務状況や継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している状況に加えて、ここ数年配当が実施できていないことから実現可能性が低いと判断いたしました。そして、直接金融の方法の中でも、第三者割当増資の方法を主眼として検討せざるを得ないとの判断に至りました。当社の資金需要を勘案し、時間的に限られた状況の中で第三者割当増資を検討するにあたり、複数の見込み先と協議を行いました。当社の財務状況等から引受先を確保することは難しく理解を得られるには至りませんでした。

このような状況の中、株式会社ビッグヒットより紹介を受けた、Core Pacific-Yamaichi International (H.K.) Limited(コア・パシフィック山一インターナショナル(香港)株式会社、以下、C P Yといたします)と第三者割当増資引受について交渉を開始し、協議を進めましたところ、当社グループに継続企業の前提に関する重要な疑義が存在し、且つ、当該協議を始めた時期から直近の平成24年6月期第3四半期財務諸表において、567百万円の債務超過状態であることから、新株式による引受は難しいとしながらも、市場価額を鑑みながら行使決定する新株予約権であれば引受可能との回答を頂きました。

当社グループといたしましては、割当予定先の意向を踏まえ、資金調達のタイミングが割当予定先の判断に依拠するということはあっても、株価が行使価額を上回っている場合には権利行使が進み、当社の想定する資金調達ができる可能性があることから割当予定先の意向により、新株予約権での発行を決定いたしました。

なお、今回のファイナンスが新株予約権であることから、新株式の発行とことなり、割当時に払い込み金額の総額が払い込まれるとは限らず、割当予定先の判断にもとづき、権利行使の都度入金がなされることとなります。

当社グループとしましては、割当予定先との協議により、当社株価を権利行使価額を上回っている状況において、その都度権利行使を行うこととうかがっており、当社グループとして、事業再生及び成長戦略を図るための合理化を進める中での赤字運転資金発生が予想される平成24年12月までに本新株予約権の行使が適宜行われることを期待しておりますが、現状において、当社株価が権利行使価額を上回ることや割当予定先が新株予約権を権利行使した場合における当社株式を売却するために必要な株式の流動性が必ずしも確保されているものではありません。

(3) 割当予定先の選定理由

当社は、今回の第三者割当増資にあたり、今後の事業計画に基づく実行、及び株主、投資家、当社の事業内容をご理解して頂いたうえで実行すること、割当予定先等が特定団体等と一切のかかわりがないことの確認ができることを基準に、複数の投資家の中から当社の事業方針及び今後の事業展開について賛同頂ける先を探してまいりました。

その中で、平成24年3月上旬頃に、他社上場企業の第三者割当におけるアドバイザー業務を引受けた実績のある株式会社ビッグヒット(東京都千代田区平河町二丁目14番11号、代表取締役社長 星野智之)から、かねてよりファイナンスに関する営業を受けていたことから、コンタクトを取り、話を進めるに至りました。

C P Yは、平成24年4月に、株式会社ビッグヒットより紹介を受けた相手先であり、台湾のコア・パシフィックグループ(威京総部集団)の香港法人として、40年程前から証券業を営んでいたところ、平成9年の山一証券株式会社の自主廃業を契機として、平成10年12月に同社の香港法人を吸収合併し、翌年「コア・パシフィック山一インターナショナル(京華山一国際)」と改称しました。それ以来、中国本土を中心としたアジア諸国の証券を中心に取引を行っております。また、C P Yは、香港の政府機関である香港証券先物取引委員会(Hong Kong Securities and Futures Commission、以下、S F Cといひます)により、タイプ1(証券取引業務全般)、タイプ4(証券アドバイス業務)、タイプ6(企業に対する財務アドバイザー業務)のライセンスを付与されており、そのライセンス取得にあたっては、同社役員及びライセンス業務に従事する従業員の全てについて、香港の証券先物取引法や金融に対する知識、業界経験などが厳格に審査されることから信頼できる先であると考えたこと、及び今回の投資目的が純投資目的であり、当社の経営方針を尊重し、当社に対する役員の派遣をはじめとする経営に介入する意思や支配株主となる意思がないことからこの度の割当予定先として選定いたしました。なお、C P Yからは、自己名義による引受を行う趣旨であることを表明頂いており、また、当社議決権の行使についても、当社経営陣の意向に沿うように行うことを表明いただいております。

当社は、今般のファイナンスに際し、間接金融、直接金融を含め、あらゆる手段での資金調達の検討を行いましたが、今般のファイナンスの目的は、事業を継続させるための赤字運転資金を含めた運転資金を可及的速やかに確保することとしております。当該資金需要に対しては、資金調達の申出を金融機関に行いましたが、当社の現時点における財務内容および過去からの損益推移から、受け入れて頂ける金融機関はなく、間接金融による資金調達は選択不可能な選択肢であり、また、公募、株主割当、ライツイシュー等も、当社に継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在し、配当においてもこれまで無配が継続している状況であり、かつ限られた時間の中では、引受先を確保することは現実的でなく、並びに見込先との協議を行ったものの、現在の当社の業績や財務状況及び継続企業的前提に関する重要な疑義が存在している状況において理解を得ることはできませんでした。

次に、第三者割当増資による資金調達を検討し、当初早期に資金調達を可能とする新株式だけの発行を含めて検討してまいりました。

しかしながら、当社の現在の財務状況、及び収益の状況を踏まえ、複数の割当予定先との交渉を進めた結果、割当予定先からの理解を得ることはできませんでした。当社と致しましては、今回の資金調達方法は、割当時に資金調達が可能となる株式の発行という方法でなければ、当社の資金需要を満たす調達方法であるとはいえないものの、資金調達の交渉できる相手先は限られており、実際に引受けを応諾して頂ける相手先は他にいないことから、割当予定先の意向を踏まえ、経営権の維持を前提として、資金調達のタイミングが割当予定先の判断に依拠するということはあっても、株価が行使価額を上回っている場合には、権利行使が進み、当社の想定する資金調達ができる可能性があることから、新株予約権での発行を決定いたしました。

以上のような経過の末、平成24年8月27日開催の当社取締役会にてC P Yに対する第三者割当による第12回新株予約権の発行を決議いたしました。

D 割り当てようとする株式の数

Core Pacific-Yamaichi International (H.K.) Limited 129,000株(新株予約権43個)

E 株券等の保有方針

本新株予約権はその内容として、本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとしております。また、割当予定先であるC P Yからは純投資であり、当社の経営に介入する意思がない旨、及び本新株予約権の行使により交付を受けることになる当社普通株式については、可能な限り市場に配慮した行使を行い適切に売却する予定であることを口頭にて確認しております。

F 払込みに要する資金等の状況

C P Yについては平成20年以降4期分の決算書入手し、いずれの年度末の現預金残高によっても、本新株予約権の払込及び行使にかかる金額の総額(203,020千円)を十分に上回るものであり、また、S F Cの「Licensing Information Booklet」6.4.10に定められた、タイプ1(証券取引業務)を行うに際して求められる最低流動資本(500,000香港ドル(約50,000千円))の基準を大きく超えていることから資金余力には余裕があるものと判断しております。以上から、当社は本新株予約権発行の払込みに確実性があると判断しております。

G 割当予定先の実態

当社は、本新株予約権の割当予定先である、C P Yについては、C P Yがライセンスを受けているS F Cは、マネーロンダリングやテロリストへの資金供与について厳格な指針(Guideline on Anti-Money Laundering and Counter-Terrorist Financing)により、顧客に対するデューデリジェンスの実施等の様々な規制、及び違反した場合の罰則を設けております。C P Yも顧客との取引開始時には、当該規制に則る必要があることから、反社会的勢力への関与はないものと判断しております。

また、上記とは別に、割当予定先及びフィナンシャルアドバイザー企業が反社会的勢力の影響を受けているか否か、並びに割当予定先の役員が犯罪歴を有するか否か及び警察当局から何らかの捜査対象になっているか否かについて、当社から第三者の信用調査機関である株式会社セキュリティ&リサーチ(東京都千代田区九段南4丁目6番地1号 代表取締役 羽田寿次)に調査を依頼いたしました。なお、株式会社セキュリティ&リサーチについてはフィナンシャルアドバイザー企業からの紹介によるものであります。

その結果、割当予定先及びフィナンシャルアドバイザー企業について反社会的勢力との関係が一切無いこととの回答を得られました。

これらの状況から、当社と割当予定先は反社会的勢力との関わりがないと判断いたしました。

また、インターネット検索サイトを利用し、個人名、法人名、役員名についてキーワード検索を行うことにより収集した情報の中から、反社会的勢力を連想させる情報及びキーワードを絞り込み、複合的に検索することにより、反社会的勢力との関わりがないかどうかを当社により調査いたしました。その結果、反社会的勢力との関わりを疑わせるものは検出されませんでした。

上記の確認の結果、当社は、割当予定先が反社会的勢力とは一切関係がないと判断し、その旨の確認書を株式会社大阪証券取引所に提出しております。

2 【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

3 【発行条件に関する事項】

本新株予約権の発行価格の公正価値の算定については、本新株予約権の諸条件、本新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価の推移、当社普通株式の株価変動性(ボラティリティ)、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の買受契約に定められた諸条件を考慮し、ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針でも参照されている離散型時間モデルの一つであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定方法を採用しました。なお、新株予約権の発行価格算定には、他社上場企業の第三者割当増資における公正価値の算定実績を踏まえ、当社と兼ねてからコンタクトがある第三者機関(東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社、東京都千代田区永田町一丁目11番28号 代表取締役 能勢 元)の算定の結果である41,355円を踏まえ、割当予定先との協議の結果、41,400円と致しました。なお、東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社については、当社が、平成22年2月4日に発行致しました新株予約権の公正価値の算定にも、相談を行っていた相手先であります。

第三者機関による算定の結果として、基準となる当社株価1,725円(平成24年8月24日の終値)、権利行使価額1,560円、ボラティリティ48.20%(平成22年7月から平成24年7月の月次株価を利用し年率換算して算出)、権利行使期間2年、リスクフリーレート0.10%(評価基準日における2年物国債レート)、配当率0.00%、当社による取得条項、新株予約権の行使に伴う株式の希薄化、当社株式の流動性、当社の信用リスク等を参考に公正価値評価を実施し、本新株予約権1個につき41,355円との結果を得ております。

なお、割当予定先の権利行使については、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の結果、行使期間最終日(権利行使期間の始期より2年後、または取得条項発動を発動した場合においては、取得条項の効力発生日である14日後)に時価が行使価額以上である場合に本新株予約権の全てを行使するものと仮定しております。

当社株価が一定程度上昇する時には、仮に取得条項がないとすると、既存で発行している新株予約権に加え、有利な代替資金調達方法を採用することによって、更なる希薄化を招くことになり、既存株主の権利を毀損することになることから、新たな資金調達の選択肢が限られることとなります。一方、当社がより有利な代替的な資金調達手法を確保することは、既存株主の保護につながることから、今回の査定において取得条項とその発動タイミングを勘案し公正価値を評価していることは、より有利な代替資金調達手法を確保することという既存株主の保護の観点を加味しており合理性と妥当性があると判断しております。具体的には、代替資金調達コストは56.82%(修正CAPMにより算定した株主資本コスト3.14%に当社の想定格付けから推定した信用コスト分53.68%を加えた数値)としており、取得条項を発動する株価水準は、行使価額1,560円に代替資金調達コスト分886円を加えた2,446円としております。これは、株価が当該価額を超えた場合、本新株予約権による資金調達よりも代替の資金調達の方が、調達コストが安価となり、企業が株主価値の最大化のため取得条項を発動することが合理的と考えられるためです。なお取得条項を発動する場合、発行金額と同額での本新株予約権の取得が可能としております。

また、自らが現時点において想定しているコール発動水準(コール発動水準について、当社は他の資金調達方法があることを前提として、株価が行使価額を継続して上回っているにも関わらず権利行使が行われないなどの場合に発動することを想定しております。)と異なる水準、つまり株価が2,446円となるとコールが発動されるという前提に基づいて新株予約権の公正価値査定が実施されている点については、実際に想定されている発動水準は将来的に固定されたものではなく将来的にコール発動水準が変動する可能性があること、発行体が想定する発動水準により公正価値が変動することは理論的な公正価値を算出するという趣旨にそぐわないものであることから、自らが現時点において想定しているコール発動水準と異なるコール発動水準を採用している点について合理的と判断しております。

なお、取得条項があることは、割当予定先にとっては、株価上昇に伴い新株予約権の価値が上昇しているにも関わらず発行体の任意による新株予約権の取得及びその消却が行われると、投資的・経済的な観点からはデメリットといえます。よって、取得条項があることは本新株予約権の価値を減価する要因の一つとなります。当社は、取得条項がない場合についてもこれまでの検討段階において価格算定の概算を行っており、取得条項がある場合と比べ本新株予約権の価値が高く評価されることを確認しております。割当決議日前営業日の終値を基準として概算したところでは、取得条項がない場合は、取得条項がある場合と比べ本新株予約権の1個当たりの価値が540,088円程度高く評価されております。

また、本新株予約権の発行価額の算定方法について、取締役会決議日の前営業日の終値を基準として算定しましたのは、当社の現状による株価への影響を織り込んだ直前日の株価が、当社の現状の企業価値を反映していると判断したことによります。

株式の流動性については、全量行使で取得した株式を1営業日あたり5株(最近1年間の日次売買高の中央値である42株の10%)ずつ売却できる前提を置いております。日次売買高の10%という数値につきましては、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」の25%ルール(自己株式の買付けに伴う相場操縦等により市場の公正性・健全性が損なわれないよう、取引高を売買高の25%を上限とする規制)を参照し、市場環境への影響を鑑みて取引上限高である25%のうち平均してその40%~50%程度の自己株式の取引が市場でなされると想定し、その水準の取引高は市場価格への影響が軽微であること、また新株予約権の評価を行う一般的な算定機関において通常利用している数値でもあることから日次売買高の10%という数値を採用したことは妥当であると考えております。

行使価額については、平成24年8月24日(本ファイナンスに係る取締役会決議日の前営業日)の終値1,725円から、割当予定先との協議の上、9.57%ディスカウントの1,560円といたしました。

本新株予約権の発行価額の算定方法について、取締役会決議日の前営業日の終値を基準として算定しましたのは、当社の現状、特に平成24年8月13日に発表致しました「平成24年6月期決算短信[日本基準](連結)」の開示により、平成24年6月期決算が債務超過に陥ったことにより、当社株式が上場廃止の猶予期間入り銘柄に指定される可能性が高まったことによる株価への影響を織り込んだ取締役会決議日の前営業日の終値が、当社の現状の企業価値を反映していると判断いたしました。

行使価額のディスカウント率を9.57%とした経緯と致しましては、当社と割当予定先との行使価額における交渉の経緯として、平成24年8月13日に開示致しました平成24年6月期決算短信[日本基準](連結)における当社の業績を織り込んだ株価である平成24年8月14日以降の終値である1,300円から1,725円までの株価推移を前提として、最終的に行使価額の交渉を行いました。割当予定先と協議を続けた結果、既存株主への株式の希薄化、行使価額の影響度を慎重に検討しつつも、当社としては、限られた資金の出し手と交渉を行いながら、何らかの資金調達手段を確保しなければ、今後の事業展開は更に厳しいものとなるため、そのような状況を踏まえ、行使価額についても割当予定先のディスカウントに対する要望を受け入れた結果によるものとなります。

なお、行使価額1,560円は本ファイナンスに係る取締役会決議直前営業日の前日までの最近1か月平均1,550.09円に対しては0.64%プレミアム、前日までの最近3か月平均1,930.09円に対しては19.17%のディスカウント、前日までの最近6か月平均2,164.15円に対しては27.92%のディスカウントであります。

また、株式会社大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)における平成24年2月の終値平均は2,483.43円、3月の終値平均は2,475.86円、4月の終値平均は2,436.47円、5月の終値平均2,213.95円、6月の終値平均2,249.45円、7月の終値平均1,953.81円であります。

なお、本件第三者割当による新株予約権の発行価格につきましては、当社監査役会3名全員(社外監査役2名)から、それ自体特に割当予定先に有利な価額ではなく、本新株予約権の発行は有利発行には該当せず適法である旨の意見をいただいております。

当社監査役会が適法であるという判断に到った理由として、当社監査役会は、有利発行が問題となった、公刊物に掲載された事例の分析することを通じて本新株予約権の有利発行該当性の判断の視点を定めることとし、いずれの事例でも、発行時点における新株予約権の公正な価値と取締役会において決定された新株予約権の発行価額とを比較し、後者が前者を大きく下回るときは、原則として、有利発行に該当すると判断され、且つ、この場合における「新株予約権の公正な価値」が、過去の事例により、現在の株価(1,725円)、権利行使価額(1,560円)、ボラティリティ(48.20%)、行使期間2年、リスクフリーレート(0.1%)、配当率(0.00%)等の要素をもとにオプション評価理論に基づき算出された新株予約権の発行時点における価額(オプション価額)をいうとされていることに鑑み、当社が本新株予約権の公正価値評価を外部の当社との取引関係のない独立した専門会社である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社を起用して取得した算定評価に基づき、本新株予約権の発行価額が算定された本新株予約権の公正価値評価額を上回る金額として決定されていることから、本新株予約権の発行は有利発行に該当しないとの判断をしております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

今回の第三者割当増資による新株予約権が行使された場合に発行される株式は129,000株(議決権数は129,000個)であり、本件に係る取締役会決議前における発行済株式総数に基づく議決権の数65,218個に対し、希薄化率は197.80%となり、25%以上となることを見込まれます。また、割当予定先であるCore Pacific - Yamaichi International (H.K.) Limitedは、新株予約権によって割り当てる株式の全数が行使された時点で発行済株式総数の66.42%を保有することとなることにより、同社は、支配株主に該当することとなります。

これは「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。なお、当該大規模な第三者割当の方法による新株予約権の発行理由につきましては、後記「大規模な第三者割当の必要性」に記載のとおりであります。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	所有株式数 (株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合(%)
Core Pacific-Yamaichi International (H.K.) Limited	36/F, Cosco Tower, Grand Millennium Plaza, 183 Queen's Road Central, Hong Kong			129,000	66.42
上井健次	大阪市都島区	12,198	18.70	12,198	6.28
株式会社パロー	岐阜県恵那市大井町180の1	1,800	2.76	1,800	0.93
清水博行	徳島県徳島市	1,661	2.55	1,661	0.86
ワールド・ロジ従業員持株会	大阪市北区中之島三丁目3番23号	1,432	2.20	1,432	0.74
川口清	大阪府寝屋川市	1,374	2.11	1,374	0.71
田淵倉庫株式会社	大阪市西区安治川二丁目2番5号	1,105	1.69	1,105	0.57
大竹正次	大阪府八尾市	1,000	1.53	1,000	0.51
河村和夫	大阪市淀川区	1,000	1.53	1,000	0.51
トーヨーカネツソリューションズ株式会社	東京都江東区東砂八丁目19番20号	900	1.38	900	0.46
藪本雅巳	大阪府池田市	846	1.30	846	0.43
計		23,316	35.75	152,316	78.43

(注) 1 所有株式数につきましては、平成24年6月30日時点の株主名簿に記載された数値を基準として記載しております。

2 本有価証券届出書提出日現在(平成24年8月27日)の発行済株式総数は65,498株であります。

3 総議決権数に対する所有議決権数の割合は小数第3位を四捨五入しております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由および当該大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

本新株予約権の発行にかかる議決権の数は129,000個であり、平成24年8月27日現在の総株主の議決権数65,218個の197.80%に相当することとなります。

これにより既存株主の皆様におきましては、大幅に株式持分及び議決権比率が低下いたします。

また、大規模な1株当たりの希薄化が生じることから、既存株主様の株式価値が一時的に低下する可能性があると考えております。

しかしながら、当社は、平成24年8月13日付「平成24年6月期決算短信[日本基準](連結)」にて開示いたしましたように、依然として営業損失を計上し、平成24年6月30日における時点において債務超過の状況であり、非常に脆弱な財務基盤に陥っております。

当社の財政面での安定性を確保するためには当該規模の資金調達を可及的速やかに実行することが必須であると考えておりますが、公募増資や金融機関借入の実施は難しい状況であることを鑑みると、本スキームにより調達した資金を、赤字運転資金を含む運転資金に活用することは、当社の資金繰りを安定させることに繋がり、安定的な収益基盤の基礎を再構築することが可能となる唯一の方法であると考えており、本スキームによる資金調達は、既存株主の皆様の保有している株式の経済的価値を向上させるものであると判断しております。

以上により、新株予約権の発行に伴って大規模な希薄化が生じることとなりますが、当社取締役会では、当社を取り巻く状況を加味した上で、当該資金調達により可及的速やかに赤字運転資金を確保することによって、今後、安定的な収益基盤の基礎を再構築することが可能となり、ひいては将来の与信力の向上や企業価値の向上が期待されることから、今回の大規模な第三者割当の規模及びスキームは合理的であるものと判断しております。

(2) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

本件第三者割当による発行決議される新株予約権が行使された場合に発行される株式129,000株(議決権の数129,000個)を加算した発行済株式総数は194,498株(議決権の数194,218個)となり、この希薄化率は197.80%となり、25%以上となることが確実な状況であります。

本新株予約権の発行に伴って大規模な希薄化が生じることとなりますが、当社取締役会では、当社を取り巻く状況を加味した上で、延滞債務の圧縮を実現することによって、財務基盤の強化ができることによる与信力の向上や企業価値の向上が期待されることから、今回の大規模な第三者割当の規模及びスキームは合理的であるものと判断しております。

従って、当社は、株式会社大阪証券取引所の定める「企業行動規範に関する規則」第2条の規定に定める株主の意思確認手続を実施する予定であり、平成24年9月25日に定時株主総会による普通決議により、本件第三者割当による新株予約権の発行による資金調達の必要性及び相当性について、株主の皆様のご判断をいただくこととしております。また、定時株主総会における決議とは別に、当社は、株式会社大阪証券取引所の定める「企業行動規範に関する規則」第2条の規定による、「経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見」を入手いたしました。

今回のファイナンスは運転資金の確保による事業の継続のために不可欠であり、かつ、当社にとっても客観的な意見を求めることで、既存株主の意思判断を行う参考として頂きたいとの考えから、経営陣から完全に独立した者として弁護士1名(二重橋法律事務所 川村一博氏)、公認会計士1名(岩田公認会計士事務所 岩田潤氏)の2名から構成される第三者特別委員会を設置して客観的な意見を求めました。

特別委員会は、第三者割当方式の新株予約権発行による資金調達は、未払債務の支払いを行い、逼迫した資金繰りを改善するためには、必要不可欠なものであるとの意見を表明しております。また、公正性を期すために取得した外部専門家からの価値算定書を考慮した上で本新株予約権の発行価額を決定していることなど、今回の第三者割当による新株予約権の発行に伴う希薄化率、発行価額、割当予定先の選定、資金使途(発行価額や行使価額の相当性を含め)などを勘案の上、その必要性及び他の資金調達との比較における相当性の観点から妥当であるとの意見を平成24年8月27日に表明しております。なお、意見の概要は以下のとおりです。

本件増資の必要性

貴社において、本件増資により資金調達を行う必要性が認められる。

本件増資による調達資金は、営業人員合理化施策の実施、赤字運転資金及び手元流動性の確保を含めた運転資金の確保を目的とする。かかる資金が必要となる背景は以下のとおりである。

貴社は、平成24年6月期において当期純損失6,190百万円を計上したことにより、5,885百万円の債務超過となった。加えて、平成24年6月末日の浮動株時価総額が1億5千万円(平成24年12月末まで、所要額が2億5千万円から1億5千万円に変更して適用されている。)を下回っている状況である。このため、債務超過ならびに浮動株時価総額の上場廃止基準に抵触するおそれがあるものとして、平成24年9月下旬提出予定の有価証券報告書が確認された時点より、猶予期間入りする見込みである。

仮に平成25年6月期末時点においても継続して、債務超過の状態であった場合及び平成25年6月期末日の浮動株時価総額が基準を下回った場合は、「JASDAQにおける有価証券上場規程」第47条第1項第2号の規定並びに同第3号により、上場廃止となる。そして、調査協力者によれば、会社の事業継続のために上場廃止を回避することが重要な課題であり、そのためには、営業人員合理化施策を実施するとともに、それが完了する間の運転資金を確保することが不可欠とのことである。かかる調査協力者の説明内容に不合理な点は認められず、また、本件増資の規模が上記目的に照らして不合理であると認められない(逆に、貴社は上記目的を達成するために本件増資で調達した金額以上の資金調達を必要とする可能性もあるが、本件増資は以下に説明する上場廃止基準との関係で可能な範囲での調達であり、その点は合理性を否定する理由として考えるべきではない。)

以上から、貴社が事業を継続するために資金調達を必要とすることは明白である。したがって、貴社には、本件増資により資金調達を行う具体的な必要性が認められ、これを覆すに足る特段の事情は認められない。

本件増資の相当性

当委員会は、前提事実及び本件調査によれば、次のとおり、本件増資の適法性、本件増資の他の資金調達手段との比較における相当性も認められるうえ、本件増資に係る条件の相当性が認められることから、本件増資による本新株予約権発行は相当性があると判断する。

本件増資の適法性について

ア 有利発行該当性

本件増資は、以下のとおり有利発行に該当するものではない。

貴社は、本件算定機関に本新株予約権の価格算定を依頼し、その結果、同社は、本新株予約権の発行価格の公正価値の算定について、本新株予約権の諸条件、本新株予約権の発行決議に先立つ貴社普通株式の株価の推移、貴社普通株式の株価変動性(ボラティリティ)、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の買受契約に定められた諸条件を考慮し、ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針でも参照されている離散型時間モデルの一つであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定方法を採用した上、本新株予約権の公正価格を41,355円と算定している。また、貴社は、かかる結果を踏まえ、割当予定先との協議の結果、本新株予約権の発行価格を41,400円と決定した。

本新株予約権の発行価格は本新株予約権の公正価値を超えるものであり、原則として有利発行に該当しないと考えられる。

イ その他、本件増資の適法性に関する事項

上記のほか、本件増資の適法性に疑義を生じさせる事由は見当たらない。ただし、当委員会は、本件増資が「著しく不公正な方法」(会社法第247条第2号)により行われたものであるか否かについては、意見を明示的に述べるものではないが、当委員会が調査した範囲においては、本件増資が「著しく不公正な方法」によって行われたと推認させる事情は見当たらない。

貴社新株予約権の新規発行(第三者割当)を選択することの相当性

貴社が必要な資金を調達する方法としては、本件増資以外に、借入、新株発行、社債発行等の方法が考えられる。しかし、第2第1項(3)「本件増資を選択した理由」において記載したように、貴社が本件増資以外の調達方法により、確実かつ短期間に資金を調達することは著しく困難であったと認められる。このように、他の資金調達方法との比較においては、本件増資による新株予約権の発行がもっとも有効かつ確実な資金調達を可能とするのであり、本件増資が他の資金調達方法との比較において非代替性及び相当性が認められるというべきであり、これを覆すに足る特段の事情は認められない。

本件増資に係る新株予約権の発行条件の相当性

本新株予約権には行使停止要請条項が規定されており、次の要領で、貴社の意思決定により行使停止要請が可能とされている。

本新株予約権者に10取引日前までに書面で通知することにより、本新株予約権を行使することが出来ない期間を指定することができる。

行使停止要請可能な新株予約権は未行使の本新株予約権の全部又は一部に対して可能となる。

行使停止要請可能な期間は割当日から行使期間満了日の1ヶ月前までであり、この要件を満たす限り行使停止要請期間に制限はない。

行使停止要請の回数に制限はなく、かつ同時に複数の行使停止要請を行うことができる。

貴社は、本新株予約権者に書面で通知することにより、行使停止要請期間の満了日前に行使停止要請の解除が可能である。

本新株予約権に比べ、より有利な資金調達方法・相手との具体的な交渉が開始された場合には、この条項を発動することによって、希薄化の程度を抑制することが可能となる。

これにより、貴社は他の資金調達を検討する場合には、本新株予約権の行使の停止を要請することが可能である。

また、本新株予約権の条件として、貴社は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条第2項(残存する本新株予約権の一部を取得する場合は、同法273条第2項及び第274条第3項)の規定に従って、当取締役会が定める取得日の2週間前までに通知又は公告を行った上で、当該取得日に本新株予約権1個当たり金41,400円の価額で残存する本新株予約権の一部又は全部を取得することができるとされている。かかる取得条項により、貴社は将来の貴社普通株式の希釈化を防止し得るとともに、より柔軟に将来においてエクイティによる資金調達手段を選択することが可能となっている。なお、本件増資は、希釈化率が197.80%という非常に大きな割合となっている。これは、本件新株予約権の発行条件の相当性を検討するにあたり、否定的な事情である。しかし、貴社は、平成24年6月期において5,885百万円の債務超過の状態にあり、少しでも多額の資金調達が必要であるところ、本件増資によらなければ短期間に資金を調達し得ない事情も考えれば、上場廃止基準（JASDAQにおける有価証券上場規程第47条第1項(18)号、JASDAQにおける有価証券上場規程に関する取扱要領第43第(15)項f）である300%を超える希釈化に至らない範囲で資金調達を決定することはやむを得ないとも考えられる。また、貴社は、かかる希釈化率を考慮し、本件増資に関し、当委員会の意見を入手するだけでなく、本件増資について、平成24年9月25日開催予定の定時株主総会において普通決議による承認決議がなされることを条件と決定している。従って、本件増資の希釈化率の割合の大きさについて、株主の利益に配慮した手続きを採用していると評価できる。

以上より、本件増資に係る新株予約権の発行は適法であり、第三者割当という方法が他の資金調達手段に優越することも認められるうえ、本件増資の条件の相当性が認められることから、本件増資による本新株予約権発行の相当性が認められ、これを覆すに足る特段の事情は認められない。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」の有価証券報告書及び四半期報告書(以下、「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書提出日(平成24年8月27日)までの間において新たに以下の事業等のリスクが生じております。以下に掲げた内容は、当該有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」の追加箇所を記載したものであります。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(平成24年8月27日)現在において変更の必要はないと判断しております。

(1) 将来にわたる事業活動の継続性

当社グループは、継続して営業損失を計上しており、平成24年6月期においても、当期純損失を6,190百万円計上した結果、5,885百万円の債務超過になっております。さらに平成24年6月期末現在の金融機関からの借入金総額が7,255百万円であることから、今後金融機関の対応によっては、会社の資金繰りは著しく悪化する可能性があります。これらの状況により、当社グループには継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる状況が存在しております。当該状況を解消するための対応策として、当社グループの主力事業である3PL事業を中心としてより一層の営業体制の強化に注力し、受注拡大及び収益力の改善を図り、さらにコスト削減として固定費を圧縮すべく、管理部門の経費削減並びに各事業部の人員配置の見直しを行うことで営業利益の獲得に努めてまいります。また、増資を含めた資本政策等を検討し、できる限り早期に債務超過を解消し、経営基盤の安定化を図る所存であります。しかしながら、施策実行には不確実な要素があり、債務超過の解消について不透明であるため、現時点において継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

(2) 株式価値の希薄化に関わるリスク

本新株予約権の発行にかかる議決権の数は129,000個であり、平成24年8月27日現在の総株主の議決権数65,218個の197.80%に相当することとなります。

大規模な1株当たりの希薄化が生じることから、既存株主様の株式価値が一時的に低下する可能性があると考えております。

しかしながら、当社は、平成24年8月13日付「平成24年6月期決算短信[日本基準](連結)」にて開示いたしましたように、依然として営業損失を計上し、平成24年6月30日における時点において債務超過の状況であり、非常に脆弱な財務基盤に陥っております。

当社の財政面での安定性を確保するためには当該規模の資金調達が見込めると考えておりますが、当社の本格的な業績の回復には時間を要する状況であるため、公募増資や金融機関借入の実施は難しい状況であることを鑑みると、本スキームによる資金調達は、既存株主の皆様の保有している株式の経済的価値を向上させるものであると判断しております。

以上により、新株式の発行並びに同時に行う新株予約権の発行に伴って大規模な希薄化が生じることとなりますが、当社取締役会では、当社を取り巻く状況を加味した上で、延滞債務の圧縮を実現しつつ手元資金の確保によって、財務基盤の強化ができることによる与信力の向上や企業価値の向上が期待されることが、株主利益の保護のために不可欠な条件であることから、今回の大規模な第三者割当の規模及びスキームは合理的であるものと判断しております。

(3) 大株主としての経営権について

本新株予約権の割当予定先であるCore Pacific-Yamaichi International (H.K.) Limitedは、本新株予約権が全て行使された場合、発行後の総議決権数の66.42%を占める大株主となります。しかしながら、同社につきましては、本新株予約権及びその行使により取得する当社株式の保有目的は純投資であり、本新株予約権の行使により取得する当社株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、同社は、可能な限り市場動向に配慮しながら新株予約権の行使及び売却をしていく旨の表明を行っております。よって今後において会社の経営体制に変更が生じる可能性は極めて低いものと判断しております。

(4) 資金調達に関わるリスク

赤字運転資金に充当することを目的として当該新株予約権の発行を決議いたしました。新株予約権については、その性質上、行使価額が市場価額を上回っている状況においては、行使が進まない状況になり、このような状況が継続する場合は、資金需要に沿った調達が困難になる可能性があり、その場合においては、当社グループの資金繰りに支障をきたす可能性があります。なお、平成24年8月27日時点の未払債務については168百万円あり、上記記載の当社資金繰り計画において通常通りの支払いを行う予定としておりますが、当該資金調達の計画および実施に変更が生じる等の不測の事態が発生した場合においては、支払期日の変更を含めた協議を行う必要があると考えております。

(5) 資金調達について

当社は財務体質強化等を目的として、平成24年8月27日開催の取締役会において、平成24年9月25日開催の定時株主総会の普通決議による承認を前提として、Core Pacific - Yamaichi International (H.K.) Limitedを割当先とする第三者割当てによる新株予約権の発行を行うことを決議し、資金調達を行うこととしておりますが、その性質上、行使価額が市場価額を上回っている状況、及び当社株式の出来高が伴わず、売却することができないなどの理由により、行使が進まない状況が継続する場合は、資金需要に沿った調達は困難であり、その場合においては、当社グループの経営計画の遂行が困難になる可能性があります。

2. 臨時報告書の提出について

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日(平成24年8月27日)までの間において、以下の臨時報告書を近畿財務局長に提出しております。

[平成23年9月30日提出の臨時報告書]

1 提出理由

当社は、平成23年9月27日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

平成23年9月27日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役2名選任の件

取締役として、梨木重宏氏、元屋地敬次郎氏の2氏を選任する。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役として、加藤朗氏、前田總明氏の2氏を選任する。

第4号議案 取締役に対するストック・オプション報酬額決定の件

第5号議案 スtock・オプションとして新株予約権を発行する件

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 定款一部変更の件	32,859	178	0	(注)1	可決 (99.27)
第2号議案 取締役2名選任の件 梨木重宏 元屋地敬次郎	32,888 32,888	149 149	0 0	(注)2	可決 (99.36) 可決 (99.36)
第3号議案 監査役2名選任の件 加藤朗 前田總明	32,887 32,873	150 164	0 0	(注)2	可決 (99.36) 可決 (99.31)
第4号議案 取締役に対するストック・オ プション報酬額決定の件	32,454	583	0	(注)3	可決 (98.05)
第5号議案 ストック・オプションとして 新株予約権を発行する件	32,475	562	0	(注)1	可決 (98.11)

(注) 1 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

3 出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

[平成24年8月17日提出の臨時報告書]

1 提出理由

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき提出するものであります。

2 報告内容

(1) 営業外費用の計上

当該事象の発生年月日

平成24年 8月10日

当該事象の内容

当社取引先に対する貸付金の回収可能性について、取引先の一部が業績悪化していること等を総合的に勘案するとともに、当社におけるリスク管理厳格化の観点から再度保守的に検討し、貸倒引当金繰入額を計上いたします。

当該事象の連結損益および損益に与える影響額

平成24年 6月期(自 平成23年 7月 1日 至 平成24年 6月30日)の連結損益計算書において、営業外費用として貸倒引当金繰入額562百万円、損益計算書において、営業外費用として貸倒引当金繰入額522百万円を計上いたします。

(2) 特別利益の計上

当該事象の発生年月日

平成24年 8月10日

当該事象の内容

構造改革の一環として、平成19年 7月より大阪フルフィルメントセンターにおいて提供してまいりましたフルフィルメントサービスの採算が悪化したことから、フルフィルメントサービスのうち収益が確実に確保できる物流業務に従事する管理者及び労働者の派遣業務を除き業務を終了いたしました。これに伴い、当該事業に係る固定資産を除却したことによって資産除去債務戻入益を計上いたします。

当該事象の連結損益および損益に与える影響額

平成24年 6月期(自 平成23年 7月 1日 至 平成24年 6月30日)の連結損益計算書及び損益計算書において、特別利益として資産除去債務戻入益34百万円を計上いたします。

(3) 特別損失の計上

フルフィルメントサービス事業合理化に伴う損失等

ア 当該事象の発生年月日

平成24年 8月10日

イ 当該事象の内容

フルフィルメントサービス事業の事業終了に伴い、同事業に係る固定資産を除却、減損いたしました。加えて当該事業の合理化に伴う損失を計上いたします。

ウ 当該事象の連結損益および損益に与える影響額

平成24年 6月期(自 平成23年 7月 1日 至 平成24年 6月30日)の連結損益計算書及び損益計算書において、特別損失として固定資産除却損2,677百万円、減損損失117百万円、事業合理化に伴う損失として47百万円を計上します。

リサイクル事業における建設仮勘定の減損損失

ア 当該事象の発生年月日

平成24年 8 月10日

イ 当該事象の内容

会計監査人より、リサイクル事業における新規事業の準備に係る先行投資費用等として計上していた建設仮勘定1,034百万円について、当該新規事業の継続には追加の資金が必要であり、現在の当社グループの資金調達の観点から、当該新規事業の継続に不確実性があると指摘を受け、会計監査人との協議を重ねた結果、減損いたしました。

ウ 当該事象の連結損益および損益に与える影響額

平成24年 6 月期(自 平成23年 7 月 1 日 至 平成24年 6 月30日)の連結損益計算書において、特別損失として減損損失1,034百万円を計上いたします。

のれん償却額

ア 当該事象の発生年月日

平成24年 8 月10日

イ 当該事象の内容

連結子会社である株式会社ワールドソリューションズ、株式会社リサイクル・アンド・イコール及び株式会社WLパートナーズの株式に関し実質価額が著しく下落していることから、個別にて関係会社株式評価損を計上したことに伴い、連結においてのれん償却額を計上いたします。

ウ 当該事象の連結損益および損益に与える影響額

平成24年 6 月期(自 平成23年 7 月 1 日 至 平成24年 6 月30日)の連結損益計算書において、特別損失としてのれん償却額499百万円を計上いたします。損益計算書において、特別損失として、関係会社株式評価損1,822百万円を計上いたします。

会員権評価損

ア 当該事象の発生年月日

平成24年 8 月10日

イ 当該事象の内容

当社が所有する会員権の時価が著しく下落していることから、会員権評価損を計上いたします。

ウ 当該事象の連結損益および損益に与える影響額

平成24年 6 月期(自 平成23年 7 月 1 日 至 平成24年 6 月30日)の連結損益計算書及び損益計算書において、特別損失として会員権評価損37百万円を計上いたします。

3. 最近の業績の概要

第15期連結会計年度(自 平成23年 7 月 1 日 至 平成24年 6 月30日)の業績の概要

平成24年 8 月13日開催の取締役会において承認された第15期連結会計年度(自 平成23年 7 月 1 日 至 平成24年 6 月30日)に係る連結財務諸表は、以下のとおりであります。

なお、当社連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成したものではありません。また、金融商品取引法第193条の2 第1項の規定に基づく監査法人の監査は終了しておりませんので、監査報告書は受領しておりません。

[次へ](#)

連結財務諸表
（1）連結貸借対照表

（単位：千円）

	前連結会計年度 (平成23年6月30日)	当連結会計年度 (平成24年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2 417,458	2 292,823
受取手形及び売掛金	2 742,195	2 294,975
リース投資資産	44,193	9,405
商品及び製品	5,206	3,719
原材料及び貯蔵品	13,201	4,846
その他	563,337	51,584
貸倒引当金	299,740	7,878
流動資産合計	1,485,852	649,476
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	2 3,943,595	2 796,165
減価償却累計額	580,206	272,939
建物及び構築物（純額）	3,363,388	523,225
機械装置及び運搬具	562,133	617,719
減価償却累計額	179,182	261,627
機械装置及び運搬具（純額）	382,950	356,091
土地	2 329,170	2 327,078
リース資産	1,197,219	1,126,298
減価償却累計額	449,975	513,665
リース資産（純額）	747,244	612,633
その他	1,142,882	57,814
減価償却累計額	52,960	51,476
その他（純額）	1,089,922	6,338
有形固定資産合計	5,912,677	1,825,367
無形固定資産		
のれん	1,180,897	595,959
その他	79,947	17,800
無形固定資産合計	1,260,845	613,759
投資その他の資産		
長期貸付金	650,679	851,444
その他	355,156	280,285
貸倒引当金	6,367	792,563
投資その他の資産合計	999,468	339,166
固定資産合計	8,172,991	2,778,294
繰延資産		
繰延資産合計	605	230
資産合計	9,659,448	3,428,001

	前連結会計年度 (平成23年6月30日)	当連結会計年度 (平成24年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	499,724	478,988
短期借入金	2, 3 6,809,555	2, 3 6,793,724
1年内返済予定の長期借入金	2 318,424	-
未払金	205,403	291,179
リース債務	148,225	108,358
預り金	191,101	405,595
賞与引当金	2,101	1,910
その他	83,591	180,575
流動負債合計	8,258,127	8,260,333
固定負債		
長期借入金	236,065	461,975
リース債務	654,665	552,420
その他	206,574	38,294
固定負債合計	1,097,304	1,052,690
負債合計	9,355,432	9,313,023
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,777,365	2,777,365
資本剰余金	2,900,728	2,900,728
利益剰余金	5,344,991	11,535,207
自己株式	28,071	28,071
株主資本合計	305,031	5,885,185
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,329	151
その他の包括利益累計額合計	1,329	151
新株予約権	314	314
純資産合計	304,016	5,885,021
負債純資産合計	9,659,448	3,428,001

[次へ](#)

(2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書
連結損益計算書

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 7月 1日 至 平成23年 6月30日)	当連結会計年度 (自 平成23年 7月 1日 至 平成24年 6月30日)
売上高	6,592,286	5,608,338
売上原価	5,973,331	5,472,496
売上総利益	618,954	135,841
販売費及び一般管理費	1,063,430	1,061,620
営業損失()	444,476	925,778
営業外収益		
受取利息	5,744	9,647
受取配当金	235	87
受取賃貸料	11,428	11,428
貸倒引当金戻入額	-	6,205
持分法による投資利益	456	-
その他	8,392	4,563
営業外収益合計	26,257	31,931
営業外費用		
支払利息	200,242	196,476
貸倒引当金繰入額	-	562,490
その他	33,524	94,474
営業外費用合計	233,766	853,440
経常損失()	651,985	1,747,288
特別利益		
資産除去債務戻入益	-	34,943
貸倒引当金戻入額	36,973	-
賞与引当金戻入額	1,018	-
その他	7,287	1,286
特別利益合計	45,278	36,230
特別損失		
固定資産除却損	28,037	2,677,954
減損損失	-	1,192,184
のれん償却額	-	499,406
支払報酬	20,000	-
リース解約弁済金	18,158	-
貸倒引当金繰入額	91,000	-
その他	68,572	95,347
特別損失合計	225,769	4,464,891
税金等調整前当期純損失()	832,476	6,175,949
法人税、住民税及び事業税	12,482	5,033
法人税等調整額	22,413	9,232
法人税等合計	34,896	14,266
少数株主損益調整前当期純損失()	867,372	6,190,216
当期純損失()	867,372	6,190,216

[前へ](#) [次へ](#)

連結包括利益計算書

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 7月 1日 至 平成23年 6月30日)	当連結会計年度 (自 平成23年 7月 1日 至 平成24年 6月30日)
少数株主損益調整前当期純損失 ()	867,372	6,190,216
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	322	1,178
その他の包括利益合計	322	1,178
包括利益	867,050	6,189,038
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	867,050	6,189,038
少数株主に係る包括利益	-	-

[前へ](#) [次へ](#)

(3) 連結株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自平成22年7月1日 至平成23年6月30日)	当連結会計年度 (自平成23年7月1日 至平成24年6月30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	2,773,997	2,777,365
当期変動額		
新株の発行	3,367	-
当期変動額合計	3,367	-
当期末残高	2,777,365	2,777,365
資本剰余金		
当期首残高	2,897,361	2,900,728
当期変動額		
新株の発行	3,367	-
当期変動額合計	3,367	-
当期末残高	2,900,728	2,900,728
利益剰余金		
当期首残高	4,477,618	5,344,991
当期変動額		
当期純損失()	867,372	6,190,216
当期変動額合計	867,372	6,190,216
当期末残高	5,344,991	11,535,207
自己株式		
当期首残高	28,071	28,071
当期末残高	28,071	28,071
株主資本合計		
当期首残高	1,165,668	305,031
当期変動額		
新株の発行	6,735	-
当期純損失()	867,372	6,190,216
当期変動額合計	860,637	6,190,216
当期末残高	305,031	5,885,185
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	1,651	1,329
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	322	1,178
当期変動額合計	322	1,178
当期末残高	1,329	151
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	1,651	1,329
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	322	1,178
当期変動額合計	322	1,178
当期末残高	1,329	151

	前連結会計年度 (自 平成22年 7月 1日 至 平成23年 6月30日)	当連結会計年度 (自 平成23年 7月 1日 至 平成24年 6月30日)
新株予約権		
当期首残高	6,149	314
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	5,834	-
当期変動額合計	5,834	-
当期末残高	314	314
純資産合計		
当期首残高	1,170,166	304,016
当期変動額		
新株の発行	6,735	-
当期純損失()	867,372	6,190,216
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	5,512	1,178
当期変動額合計	866,150	6,189,038
当期末残高	304,016	5,885,021

[前へ](#) [次へ](#)

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 7月 1日 至 平成23年 6月30日)	当連結会計年度 (自 平成23年 7月 1日 至 平成24年 6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失()	832,476	6,175,949
減価償却費	379,155	375,449
のれん償却額	85,532	584,938
持分法による投資損益(は益)	456	-
貸倒引当金の増減額(は減少)	54,449	621,202
賞与引当金の増減額(は減少)	1,474	191
受取利息及び受取配当金	5,979	9,734
支払利息	200,242	196,476
固定資産除却損	28,037	2,677,954
減損損失	-	1,192,184
売上債権の増減額(は増加)	190,983	287,266
仕入債務の増減額(は減少)	102,263	18,839
未払金の増減額(は減少)	76,101	246,840
その他	69,017	294,120
小計	11,333	309,397
利息及び配当金の受取額	9,065	10,543
利息の支払額	204,120	114,199
法人税等の支払額	574	7,390
営業活動によるキャッシュ・フロー	206,964	198,350
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	6,500	11,500
定期預金の払戻による収入	3,000	19,300
有形固定資産の取得による支出	89,177	144,098
出資金の回収による収入	198,568	-
短期貸付金の純増減額(は増加)	97	536
長期貸付けによる支出	191,600	80,000
長期貸付金の回収による収入	25,535	278,896
その他	2,840	70,198
投資活動によるキャッシュ・フロー	63,111	8,136
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	29,180	15,831
長期借入れによる収入	223,000	-
長期借入金の返済による支出	125,584	92,514
リース債務の返済による支出	212,940	150,593
新株予約権の行使による株式の発行による収入	6,620	-
自己新株予約権の取得による支出	5,720	-
その他	309,941	48,111
財務活動によるキャッシュ・フロー	166,138	307,050
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	103,937	116,835
現金及び現金同等物の期首残高	308,596	204,658
現金及び現金同等物の期末残高	204,658	87,823

[前へ](#)

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第14期)	自 平成22年 7月 1日 至 平成23年 6月30日	平成23年 9月27日 近畿財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第15期第3四半期)	自 平成24年 1月 1日 至 平成24年 3月31日	平成24年 5月15日 近畿財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン) A 4 - 1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第 1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

第 2 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年9月22日

ワールド・ロジ株式会社
取締役会 御中

アスカ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 福島 正 己

指定社員
業務執行社員 公認会計士 田 中 優 一

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているワールド・ロジ株式会社の平成21年7月1日から平成22年6月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ワールド・ロジ株式会社及び連結子会社の平成22年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ワールド・ロジ株式会社の平成22年6月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者であり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、ワールド・ロジ株式会社が平成22年6月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、監査報告書及び内部統制監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 - 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年5月15日

ワールド・ロジ株式会社
取締役会 御中

アスカ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 福島正己 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 田中優一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているワールド・ロジ株式会社の平成23年7月1日から平成24年6月30日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成24年1月1日から平成24年3月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成23年7月1日から平成24年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ワールド・ロジ株式会社及び連結子会社の平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社グループは、当第3四半期連結累計期間において、四半期純損失を872,538千円計上した結果、567,044千円の債務超過になっていることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年 9月27日

ワールド・ロジ株式会社

取締役会 御中

アスカ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 福島 正 己指定社員
業務執行社員 公認会計士 田 中 優 一

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているワールド・ロジ株式会社の平成22年7月1日から平成23年6月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ワールド・ロジ株式会社及び連結子会社の平成23年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ワールド・ロジ株式会社の平成23年6月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者であり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、ワールド・ロジ株式会社が平成23年6月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、監査報告書及び内部統制監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 - 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成22年9月22日

ワールド・ロジ株式会社
取締役会 御中

アスカ監査法人

指定社員 公認会計士 福島 正己
業務執行社員

指定社員 公認会計士 田中 優一
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているワールド・ロジ株式会社の平成21年7月1日から平成22年6月30日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ワールド・ロジ株式会社の平成22年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成23年9月27日

ワールド・ロジ株式会社
取締役会 御中

アスカ監査法人

指定社員 公認会計士 福島 正己
業務執行社員

指定社員 公認会計士 田中 優一
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているワールド・ロジ株式会社の平成22年7月1日から平成23年6月30日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ワールド・ロジ株式会社の平成23年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。